

指令水第254号

島根県松江市御手船場575
漁業協同組合JFしまね
代表理事会長 岸 宏 様

令和3年5月24日に貴組合から報告（第1報）のあった不祥事件は、境港支所の会計事務に関連して約5,800万円の横領が発生し、かつ発覚まで1年以上を要したものであり、貴組合のコンプライアンス態勢等に重大な問題があるおそれがあると認められます。

よって、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第122条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（農林水産大臣に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する農林水産大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

令和3年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

記

- 1 報告を求める事項
 - (1) 当事者について
 - (2) 不祥事件の概要
 - (3) 発生から報告までの経過（時系列に具体的に内容を記述すること）
- 2 報告の期限

令和3年6月11日（金）

※期限厳守で提出すること。期限時点で未定の事柄は確定し次第続報で速やかに提出すること。
- 3 報告の方法

書面（作成例 別紙のとおり）

【作成例】

このとおりに記載する必要はないが、最低限これらについては記載すること

○年○月○日	△△から□□□の指摘を受ける
○年○月○日	関係者（○○、△△、□□）からの聞き取りにより問題を認知
○年○月○日 ～○年○月○日	内部調査（伝票、各種帳簿の調査） ※具体的調査方法を別紙に記載
○年○月○日	内部調査により不正経理を把握（不正経理と確定）
○年○月○日	担当職員（△△）、関係者（○○、△△、□□）から事情の聞き取り
○年○月○日	当該職員が事実を認める
○年○月○日	当該職員が一部弁済
令和3年5月22日	理事会報告
令和3年5月 日	懲戒委員会開催
令和3年5月22日	当該職員を懲戒解雇
令和3年5月24日	県に報告（第一報）

指令水第255号

島根県松江市御手船場575
漁業協同組合JFしまね
代表理事会長 岸 宏 様

令和3年5月24日付け3漁しまね第24号で提出のあった業務改善計画について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（農林水産大臣に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する農林水産大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

令和3年6月3日

島根県知事 丸山達也

記

1 報告を求める事項

- (1) 貴組合から提出された業務改善計画では、会長と専務理事に代表権を付与するとともに職制規程の別表3の職務権限表（以下 職務権限表）を見直し、会長に加え専務理事にも決定権限を付与するのみであり、最終的な決裁権者が不明。このことについて、貴組合の考え方。
- (2) 貴組合は、職務権限表を見直す考えを示しているが、職制規程本文（第20条等）の変更の必要性についての貴組合の考え方。併せて直近の職制規定を提出すること。
- (3) 令和3年3月30日付け指令水第1082号の業務改善命令の下記2処分の理由で示した以下の法令違反については、職務権限表のいずれの項目に該当するのか及び最終的な決裁権者は誰なのか、貴組合の考え方。
 - ① 法人税等、消費税等の申告遅延（平成27年度分、平成28年度分）
 - ② 漁港施設等の占用料の納付遅延（平成29年度分、平成30年度分、令和元年度分）
 - ③ 燃料給油施設における危険物保安監督者の未配置（令和2年1月から同年9月まで）
 - ④ 冷凍施設における冷凍保安責任者等の選任の不備（平成25年8月から令和2年9

月まで)

- ⑤ 販売保証金にかかる利息未払（平成 26 年度から令和元年度まで）
- (4) (3) ①の法人税の等の申告事務の遅延については、用紙による申告から電子申告へ変更することで申告遅延が解消することの因果関係が不明。このことについて、貴組合の考え方。
- (5) (3) ②漁港施設等の占用料の納付遅延、⑤販売保証金にかかる利息未払については処置済みとしているが、納付遅延や利息未払いが生じた原因について言及されていないため、具体的措置の評価ができない。このことから、それぞれの事案が発生した原因に対する貴組合の考え方、各担当部署長へ指示したことを証する書類等。
- (6) (3) ③燃料給油施設における危険物保安監督者の未配置、④冷凍施設における冷凍保安責任者等の選任の不備については有資格者を配置済みとしているが、それぞれの事案が生じた原因について言及されていないため、具体的措置の評価ができない。このことから、それぞれの事案が発生した原因に対する貴組合の考え方。
- (7) 貴組合から提出された業務改善計画では、監事の閲覧はその職務遂行上必要な当然の権利であることに異論ありませんので円滑な実現に努めますとしているが、閲覧及び謄写をいずれも監事に認めるのか不明。このことについての貴組合の考え方。

2 報告の期限

令和3年7月15日（木）

3 報告の方法

書面（様式任意）